

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案【通称：国際平和協力支援法案】の概要

【目的】「国際平和共同対処事態」に際し、人道復興支援活動又は協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的とする。

【基本原則】人道復興支援活動・協力支援活動・搜索救助活動について、①適切かつ迅速な実施、②武力行使に当たらない活動をすること、③活動区域の限定、④内閣総理大臣の指揮監督、⑤関係行政機関の長による協力を基本原則とする。

※ 「国際平和共同対処事態」…国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、国家の自主的な再建を図る国又はその国民を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同条約第七章に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの

4つの歯止め

- ① 国連の授権決議がある場合のみ派遣を容認
→ いわゆる「関連決議」に基づく派遣は容認せず。
- ② 「非戦闘地域」概念を維持
→ 戦闘現場以外なら活動できるような仕組みとはしない。
- ③ 「武力行使の一体化」による制約は現行法制どおり維持
→ 武器弾薬の提供、戦闘発進準備中の航空機への給油等は禁止。
- ④ 個別の活動でなく計画そのものを国会承認の対象に
→ シビリアン・コントロールを強化。

旧イラク特措法の人道復興支援活動を一般法化

→ 旧イラク特措法のように、「非戦闘地域」における人道復興支援活動のために要員派遣を可能にする一般法を制定。